

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 代表取締役 猪熊 英行
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年4月15日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	シーシーエス株式会社
証券コード	6669
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京（ＪＡＳＤＡＱ市場）

【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社フラッグシップアセットマネジメント
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
電話番号	03-5777-9032

２【提出者（大量保有者）／２】

個人・法人の別	法人（アイルランド法人）
氏名又は名称	プレザント・バレー（Pleasant Valley）
住所又は本店所在地	アイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー33 (33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
電話番号	03-5777-9032

３【提出者（大量保有者）／３】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	ヒルクレスト・エルピー（Hillcrest, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービシズ（ケイマン）リミテッド気付
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
電話番号	03-5777-9032

４【提出者（大量保有者）／４】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	クリアスカイ・エルピー（Clear Sky, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービシズ（ケイマン）リミテッド気付
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
電話番号	03-5777-9032

５【提出者（大量保有者）／５】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	ピースヴィラ・エルピー（Peace Villa, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービシズ（ケイマン）リミテッド気付

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
電話番号	03-5777-9032

6【提出者（大量保有者）／6】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	ハッピーコースト・エルピー（Happy Coast, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
電話番号	03-5777-9032

7【提出者（大量保有者）／7】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	カームシー・エルピー（Calm Sea, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社フラッグシップアセットマネジメント 直井 佳世子
電話番号	03-5777-9032

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年4月7日
訂正箇所	報告書提出事由の訂正 当該株券等に関する担保契約等重要な契約の訂正 取得資金の内訳の修正 提出者1、2、3、4の保有株券等の数の欄外注記の修正 提出者3、4、5、6、7の旧住所の記載削除

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合の1%以上の減少

担保契約等重要な契約の変更

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

担保契約等重要な契約の変更

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）			20,508
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 20,508
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （ $0+P+Q-R-S$ ）	T 20,508		
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U		

上記保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社 A 種優先株式 108株

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			20,508
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 20,508
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （ $0+P+Q-R-S$ ）	T 20,508		

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---

上記保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 108株

(本A種優先株式は、平成26年2月1日に効力発生となりました普通株式株式分割の際に、株式分割は行われませんでした)

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年3月11日現在)	V	4,143,103
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)		0.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.81

上記株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 0.00%

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）/ 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年3月11日現在)	V	4,143,103
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)		0.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.81

上記株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 0.00%

(本A種優先株式は、平成26年2月1日に効力発生となりました普通株式株式分割の際に、株式分割は行われませんでした)

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B号の業務執行組
 合員として保有しております。

A種優先株主は、発行要項に従い、平成24年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間いつでも、法令の定め
 る範囲内において、発行者に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得すること
 を請求することができ、発行者は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、発行要項に定める方法により算出さ
 れる数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付します。

提出者は、発行者との間で株式引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

発行者は、提出者に対し、提出者が保有するA種優先株式（又は転換後の普通株式）を、発行者が指定する第三者に譲渡する
 よう申し入れることができ、提出者は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、ま
 た、その他条件について合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

提出者は平成28年4月7日付で、オプテックス株式会社との間で応募契約を締結し、当該契約において、以下のとおり合意して
 います。

提出者は、提出者が保有するシーシーエス株式会社の普通株式47,486株の全て（その保有するA種優先株式について普通株
 式を対価とする取得請求権を行使することにより取得する普通株式を含みます。）をオプテックス株式会社が実施する公開買
 付（公開買付期間：平成28年4月8日から平成28年5月25日）に対し一定の条件で応募すること。

提出者は、速やかに、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること。

提出者は、上記応募契約に従い、平成28年4月7日付で、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得
 請求権を行使し、取得の効力は平成28年5月2日に発生する予定です。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

フラッグシップアセットマネジメント投資組合40号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号B号の業務執行組
 合員として保有しております。

A種優先株主は、発行要項に従い、平成24年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間いつでも、法令の定め
 る範囲内において、発行者に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得すること
 を請求することができ、発行者は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、発行要項に定める方法により算出さ
 れる数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付します。

提出者は、発行者との間で株式引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

発行者は、提出者に対し、提出者が保有するA種優先株式（又は転換後の普通株式）を、発行者が指定する第三者に譲渡する
 よう申し入れることができ、提出者は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、ま
 た、その他条件について合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

提出者は平成28年4月7日付で、オプテックス株式会社との間で応募契約を締結し、当該契約において、以下のとおり合意して
 います。

提出者は、提出者が保有するシーシーエス株式会社の普通株式の全て（その保有するA種優先株式について普通株式を対価
 とする取得請求権を行使することにより取得する普通株式を含みます。）をオプテックス株式会社が実施する公開買付（公開
 買付期間：平成28年4月8日から平成28年5月25日）に対し一定の条件で応募すること。

提出者は、速やかに、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること。

提出者は、上記応募契約に従い、平成28年4月7日付で、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得
 請求権を行使し、取得の効力は平成28年5月2日に発生する予定です。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	

その他金額計（Ｙ）（千円）	30,604
上記（Ｙ）の内訳	提出者が業務執行組員を務めるフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号 B 号への出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	30,604

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Ｙ）（千円）	30,604
上記（Ｙ）の内訳	提出者が業務執行組員を務めるフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合40号 B 号への出資金。 平成26年2月1日を効力発生日としますシーシーエス株式会社の普通株式の株式分割を通じて、普通株式を追加で20,298株取得しております。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	30,604

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	60,066		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 60,066	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		60,066
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

上記保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 2,866株

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	60,066		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 60,066	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 60,066		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

上記保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 2,866株

（本A種優先株式は、平成26年2月1日に効力発生となりました普通株式株式分割の際に、株式分割は行われませんでした）

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年3月11日現在）	V 4,143,103
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	1.45
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	12.22

上記株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 0.07％

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年3月11日現在）	V	4,143,103
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		1.45
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		12.22

上記株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 0.07%

（本A種優先株式は、平成26年2月1日に効力発生となりました普通株式株式分割の際に、株式分割は行われませんでした）

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

A種優先株主は、発行要項に従い、平成24年7月29日以降平成29年7月28日までの間いつでも、法令の定める範囲内において、発行者に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができ、発行者は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、発行要項に定める方法により算出される数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付します。

提出者は、発行者との間で株式引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

発行者の申し入れに基づく株式の第三者への譲渡

発行者は、提出者に対し、提出者が保有するA種優先株式（又は転換後の普通株式）を、発行者が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、提出者は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件について合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

取締役候補者1名の指名権付与

提出者は、発行者の取締役候補者1名を推薦する権利を有し、発行者はかかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を、株主総会において、かかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を上程し、その他必要な手続きを行うものとする。発行者は、本取締役選任に係る議案が株主総会で承認されるべく、最大限の努力をする。

提出者は平成28年4月7日付で、オプテックス株式会社との間で応募契約を締結し、当該契約において、以下のとおり合意しています。

提出者は、提出者が保有するシーシーエス株式会社の普通株式775,992株の全て（その保有するA種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより取得する普通株式を含みます。）をオプテックス株式会社が実施する公開買付に対し一定の条件で応募すること。

提出者は、速やかに、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること。

提出者は、上記応募契約に従い、平成28年4月7日付で、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、取得の効力は平成28年5月2日に発生する予定です。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

A種優先株主は、発行要項に従い、平成24年7月29日以降平成29年7月28日までの間いつでも、法令の定める範囲内において、発行者に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができ、発行者は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、発行要項に定める方法により算出される数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付します。

提出者は、発行者との間で株式引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

発行者の申し入れに基づく株式の第三者への譲渡

発行者は、提出者に対し、提出者が保有するA種優先株式（又は転換後の普通株式）を、発行者が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、提出者は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件について合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

取締役候補者1名の指名権付与

提出者は、発行者の取締役候補者1名を推薦する権利を有し、発行者はかかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を、株主総会において、かかる取締役候補者を社外取締役として選任する議案を上程し、その他必要な手続きを行うものとする。発行者は、本取締役選任に係る議案が株主総会で承認されるべく、最大限の努力をする。

提出者は平成28年4月7日付で、オプテックス株式会社との間で応募契約を締結し、当該契約において、以下のとおり合意しています。

提出者は、提出者が保有するシーシーエス株式会社の普通株式の全て（その保有するA種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより取得する普通株式を含みます。）をオプテックス株式会社が実施する公開買付に対し一定の条件で応募すること。

提出者は、速やかに、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること。

提出者は、上記応募契約に従い、平成28年4月7日付で、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、取得の効力は平成28年5月2日に発生する予定です。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	617,792
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	617,792

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	617,792
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成26年2月1日を効力発生日としますシーシーエス株式会社の普通株式の株式分割を通じて、普通株式を追加で56,914株取得しております。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	617,792

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	ヒルクレスト・エルピー（Hillcrest, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービシズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービシズ・ケイマンリミテッド気付

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	ヒルクレスト・エルピー（Hillcrest, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービシズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	36,123		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 36,123	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	36,123
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

上記保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 1,723株

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	36,123		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 36,123	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		36,123
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

上記保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 1,723株

（本A種優先株式は、平成26年2月1日に効力発生となりました普通株式株式分割の際に、株式分割は行われませんでした）

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年3月11日現在）	V	4,143,103
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.87

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	7.35
----------------------------	------

上記株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社 A 種優先株式 0.04%

（訂正後）

第 2 【提出者に関する事項】

3 【提出者（大量保有者） / 3】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年3月11日現在）	V	4,143,103
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		0.87
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		7.35

上記株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社 A 種優先株式 0.04%

（本A種優先株式は、平成26年2月1日に効力発生となりました普通株式株式分割の際に、株式分割は行われませんでした）

（訂正前）

第 2 【提出者に関する事項】

3 【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

A 種優先株主は、発行要項に従い、平成24年 7 月29日以降平成29年 7 月28日（同日を含む。）までの間いつでも、法令の定める範囲内において、発行者に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができ、発行者は、当該請求に係る A 種優先株式を取得するのと引換えに、発行要項に定める方法により算出される数の普通株式を、当該 A 種優先株主に対して交付します。

提出者は、発行者との間で株式引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

発行者は、提出者に対し、提出者が保有する A 種優先株式（又は転換後の普通株式）を、発行者が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、提出者は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件について合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

提出者は平成28年4月7日付で、オブテックス株式会社との間で応募契約を締結し、当該契約において、以下のとおり合意しています。

提出者は、提出者が保有するシーシーエス株式会社の普通株式466,527株の全て（その保有するA種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより取得する普通株式を含みます。）をオブテックス株式会社が実施する公開買付（公開買付期間：平成28年4月8日から平成28年5月25日）に対し一定の条件で応募すること。

提出者は、速やかに、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること。

提出者は、上記応募契約に従い、平成28年4月7日付で、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、取得の効力は平成28年5月2日に発生する予定です。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

A種優先株主は、発行要項に従い、平成24年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間いつでも、法令の定める範囲内において、発行者に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができ、発行者は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、発行要項に定める方法により算出される数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付します。

提出者は、発行者との間で株式引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

発行者は、提出者に対し、提出者が保有するA種優先株式（又は転換後の普通株式）を、発行者が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、提出者は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件について合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

提出者は平成28年4月7日付で、オプテックス株式会社との間で応募契約を締結し、当該契約において、以下のとおり合意しています。

提出者は、提出者が保有するシーシーエス株式会社の普通株式の全て（その保有するA種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより取得する普通株式を含みます。）をオプテックス株式会社が実施する公開買付（公開買付期間：平成28年4月8日から平成28年5月25日）に対し一定の条件で応募すること。

提出者は、速やかに、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること。

提出者は、上記応募契約に従い、平成28年4月7日付で、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、取得の効力は平成28年5月2日に発生する予定です。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	371,420
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	371,420

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	371,420
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成26年2月1日を効力発生日としますシーシーエス株式会社の普通株式の株式分割を通じて、普通株式を追加で34,228株取得しております。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	371,420

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
---------	--------------

氏名又は名称	クリアスカイ・エルピー（Clear Sky, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	クリアスカイ・エルピー（Clear Sky, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	8,606		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	8,606	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		
			8,606

上記保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 406株

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	8,606		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 8,606	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 8,606		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

上記保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 406株

（本A種優先株式は、平成26年2月1日に効力発生となりました普通株式株式分割の際に、株式分割は行われませんでした）

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年3月11日現在）	V 4,143,103
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	0.21
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	1.73

上記株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 0.01％

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成28年3月11日現在）	V	4,143,103
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		0.21
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		1.73

上記株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

シーシーエス株式会社A種優先株式 0.01%

（本A種優先株式は、平成26年2月1日に効力発生となりました普通株式株式分割の際に、株式分割は行われませんでした）

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

A種優先株主は、発行要項に従い、平成24年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間いつでも、法令の定める範囲内において、発行者に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができ、発行者は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、発行要項に定める方法により算出される数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付します。

提出者は、発行者との間で株式引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

発行者は、提出者に対し、提出者が保有するA種優先株式（又は転換後の普通株式）を、発行者が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、提出者は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件について合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

提出者は平成28年4月7日付で、オブテックス株式会社との間で応募契約を締結し、当該契約において、以下のとおり合意しています。

提出者は、提出者が保有するシーシーエス株式会社の普通株式110,024株の全て（その保有するA種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより取得する普通株式を含みます。）をオブテックス株式会社が実施する公開買付（公開買付期間：平成28年4月8日から平成28年5月25日）に対し一定の条件で応募すること。

提出者は、速やかに、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること。

提出者は、上記応募契約に従い、平成28年4月7日付で、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、取得の効力は平成28年5月2日に発生する予定です。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

A種優先株主は、発行要項に従い、平成24年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間いつでも、法令の定める範囲内において、発行者に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができ、発行者は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、発行要項に定める方法により算出される数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付します。

提出者は、発行者との間で株式引受契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

発行者は、提出者に対し、提出者が保有するA種優先株式（又は転換後の普通株式）を、発行者が指定する第三者に譲渡するよう申し入れることができ、提出者は、当該申し入れが、所定の金額以上であること、かつ、所定の割合以内であること、また、その他条件について合理的に満足する内容であることを条件に、申し入れに対して真摯に検討しなければならない。

提出者は平成28年4月7日付で、オプテックス株式会社との間で応募契約を締結し、当該契約において、以下のとおり合意しています。

提出者は、提出者が保有するシーシーエス株式会社の普通株式の全て（その保有するA種優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより取得する普通株式を含みます。）をオプテックス株式会社が実施する公開買付（公開買付期間：平成28年4月8日から平成28年5月25日）に対し一定の条件で応募すること。

提出者は、速やかに、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使すること。

提出者は、上記応募契約に従い、平成28年4月7日付で、その保有するA種優先株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権を行使し、取得の効力は平成28年5月2日に発生する予定です。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	87,612
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	87,612

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	87,612
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成26年2月1日を効力発生日としますシーシーエス株式会社の普通株式の株式分割を通じて、普通株式を追加で8,159株取得しております。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	87,612

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者）／5】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
---------	--------------

氏名又は名称	ピースヴィラ・エルピー（Peace Villa, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者）／5】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	ピースヴィラ・エルピー（Peace Villa, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者）／5】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	193,200
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	193,200

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

5【提出者（大量保有者）／5】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	193,200
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成26年2月1日を効力発生日としますシーシーエス株式会社の普通株式の株式分割を通じて、普通株式を追加で480,585株取得しております。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	193,200

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	ハッピーコースト・エルピー（Happy Coast, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	ハッピーコースト・エルピー（Happy Coast, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者）／6】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	116,160
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	116,160

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者）／6】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	116,160
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成26年2月1日を効力発生日としますシーシーエス株式会社の普通株式の株式分割を通じて、普通株式を追加で288,948株取得しております。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	116,160

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

７【提出者（大量保有者）／７】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	カームシー・エルピー（Calm Sea, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島グランドケイマン KY1-9005、ジョージタウン、メアリー・ストリート87、ウォーカー・ハウス、インタートラスト・コーポレートサービスズ・ケイマンリミテッド気付

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

７【提出者（大量保有者）／７】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	カームシー・エルピー（Calm Sea, L.P.）
住所又は本店所在地	英国領ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレートサービスズ（ケイマン）リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

７【提出者（大量保有者）／７】

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	27,360
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	27,360

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

７【提出者（大量保有者）／７】

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	27,360
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	

上記（Y）の内訳	平成26年2月1日を効力発生日としますシーシーエス株式会社の普通株式の株式分割を通じて、普通株式を追加で68,058株取得しております。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	27,360